

長野県波田学院調理業務委託契約書（案）

長野県波田学院長 我山 公広を委託者（以下「委託者」という。）とし、
を受託者（以下「受託者」という。）とし、 を代行者（以下「代行者」という。）として、長野県波田学院調理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者、受託者及び代行者は、関係法令を遵守し、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受託者及び代行者は、この契約の履行に際して知り得た秘密及び一般に公表されていない事項について第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（委託業務名）

第2条 委託する業務名は、長野県波田学院調理業務という。

（委託業務の範囲及び内容）

第3条 この契約に基づく委託業務の範囲及び内容は、別添の長野県波田学院調理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

2 委託者及び受託者の業務分担区分は、仕様書に定めるとおりとする。

3 受託者は、仕様書に定めのない細部の事項については、委託者の指示を受けるものとする。

（履行期間）

第4条 委託業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（委託料）

第5条 委託者が受託者に支払う委託料は、年額 金 円とする。
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

2 支払いは、前項の額を12等分し毎月支払うものとする。

なお、各月の金額に1円未満の端数がある場合は、切り捨てた額で請求し、3月の請求時に調整するものとする。

3 受託者は、毎月の業務終了後、委託者に対して当該月の業務完了報告書を提出するものとし、委託者は業務完了報告書に基づき確認を行うものとする。

4 委託者は、前項の確認後、受託者から適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

【契約保証金を納付する場合】

第6条 契約保証金は、 円とし、受託者は、この契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

2 委託者は、受託者がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

【契約保証金の納付に代えて、国債、金融機関の保証等の担保を提供した場合】

第6条 契約保証金は、 円とし、受託者は、その納付に代えて委託者に対して次の担保を提供する。

- 2 委託者は、受託者がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに前項の担保を返還するものとする。

【契約保証金の納付を免除する場合（保険会社の履行保証保険の場合）】

第6条 契約保証金は、 円とし、財務規則第143条第1号の規定によりその納付は免除する。ただし、受託者はこの契約の不履行による損害をてん補する履行保証保険の締結後、その保険証券を委託者に寄託しなければならない。

【契約保証金の納付を免除する場合（過去2年間に2回以上の履行実績があり、かつ、履行確実の場合）】

第6条 契約保証金は、金 円とし、その納付は免除する。

- 2 受託者は、契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付しなければならない。

（受託管理責任者及び業務責任者）

第7条 受託者は、委託業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を受託管理責任者及び業務責任者として選任しなければならない。

- 2 受託管理責任者は、委託業務の総括責任者であり、業務従事者の人事管理、委託者との連絡調整等の任にあたるものとする。
- 3 業務責任者は、現場の業務実施の責任者であり、委託業務の適正で円滑な遂行及び管理に努めるとともに、委託者の連絡等を受け、業務従事者の日常業務の指示指導監督の任にあたるものとする。

（従業員の管理）

第8条 受託者は、従業員に対する労働基準法等の法令上の責任をすべて負い、従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び秩序規律の維持等について責任をもって労働管理するものとする。

なお、従業員の不適切な行為等により、委託者が学院の管理経営上適当でないと認める場合は、受託者に対し速やかに改善するよう求めることができるものとする。

- 2 受託者は、仕様書に基づき委託業務に必要な従業員を確保しなければならない。
- 3 受託者は、契約締結後速やかに従業員名簿を提出するものとし、提出後、やむを得ず従業員を変更するときは業務の質の低下を招かないよう配慮するとともに、その都度名簿を提出するものとする。

（設備の貸与及び保守）

第9条 受託者は、委託業務の実施に必要な設備器具（以下「設備等」という。）については、業務に関する用途以外の目的に使用してはならない。

- 2 受託者は、設備等の維持管理に当たっては常に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 3 受託者は、その責に帰すべき事由により、設備等に修理の必要が生じたときは、委託者の許可を得て代品を納入し、又は修理その他原状回復に必要な費用を負担するものとする。
- 4 受託者は、設備等について故意又はその責に帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合は、その賠償の義務を負わなければならない。
- 5 受託者は、設備等について事故が発生した場合は速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。
- 6 委託者は、設備等について必要の都度、維持管理状況を調査することができる。この場合は、受託者はこれに協力しなければならない。
- 7 受託者は、委託業務が完了したときは、設備等を委託者に返還しなければならない。この場合、委託者は受託者の立ち会いの上で設備等の検査を行うものとする。

(損害賠償の責任)

第10条 受託者がこの契約に基づく業務中、受託者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者は一切の損害賠償の責任を負うものとする。ただし、委託者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(経費の負担区分)

第11条 委託業務に係る経費の負担区分は、仕様書に定めるとおりとする。

- 2 受託者は、使用する電気、水道、ガス等について極力節約し、効率的な使用に努めるものとする。

(受託者側の事故の責任)

第12条 この契約に基づく作業中、受託者の側に生じた事故に対しては、委託者は何らの責任を負わないものとする。

(契約の解除等)

第13条 委託者又は受託者は、契約期間中に本契約を解除し、又は契約の一部を変更しようとするときは、相手方に申し出て協議するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、委託者は受託者に弁明の機会を与えた後、期間を定めて本契約を解除することができる。

- (1) 受託者の委託業務の遂行が、委託者の経営管理上に支障をきたす恐れがあると委託者が認めたとき。
- (2) 受託者に第8条第1項なお書きに規定する改善が認められないとき。
- (3) 受託者が故意又は過失により委託者に損害を与え、委託者がこの契約の存続を不適當と認めたとき。
- (4) 受託者がこの契約を履行しないとき、又はこの契約に違反したとき。
- (5) 受託者が行政上の処分を受けたとき。
- (6) 受託者の弁明の期日に受託者又はその代理人が出席しなかったとき。
- (7) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(談合その他の不正行為による契約解除)

第14条 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

- 第 15 条 委託者は、第 20 条ただし書の場合において、受託者から再委託を受けた者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合は、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。
- 2 委託者は、受託者が前項に規定する解除の求めに応じなかったときは、本契約を解除することができる。

（歳出予算に計上されない場合の契約解除）

- 第 16 条 委託者は、委託者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者にその損害を請求することができる。

（債務不履行の場合の損害賠償）

- 第 17 条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第 4 条に規定する期間内に履行がないときは、当該期限の翌日から履行日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。
- 2 委託者はその責に帰すべき事由により、第 5 条第 4 項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。
 - 3 受託者は、第 13 条、第 14 条又は第 15 条第 2 項の規定により契約が解除されたときは、第 6 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。
 - 4 委託者は、前項の場合において、第 6 条第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
 - 5 受託者は、第 3 項の場合において、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

- 第 18 条 受託者は、第 14 条各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 14 条第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、委託者が超過分につき受託者に賠償を請求することを妨げるものではない。

(権利義務の譲渡、承継)

第 19 条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 20 条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでない。

(公的物無断使用及び工作の禁止)

第 21 条 受託者は、設備等を除く委託者の所有する一切の物件を無断で使用し又は工作してはならない。

(明け渡し義務)

第 22 条 受託者は本契約の終了とともに使用する施設・設備器具等を原状に復し、直ちに明け渡さなければならない。

2 前項の場合において建物内の受託者の所有物を委託者の指定期日までに撤去しないときは、委託者は任意にこれを処分することができる。

3 受託者は、委託者に対し、明渡しに際して造作料、立退料、損害料等金品その他の請求を行わないものとする。

(業務の代行)

第 23 条 受託者は、労働争議、業務停止等の事情により委託業務の全部又は一部が履行困難となった場合の保証のため、あらかじめ代行者を定めるものとする。

2 代行者は、受託者の申出により委託者がその必要性を認めた場合において、本契約に基づく業務を履行するものとする。

3 代行者は、前項の規定により業務を代行する場合は、本契約条項等を遵守するものとする。この場合においても、受託者の本契約上の義務は免責されるものではない。

4 代行者は、業務を代行する期間、第 9 条第 1 項に基づく貸付契約書による受託者の業務を承継するものとする。

5 委託者は、この契約の代行者が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合は、受託者に対して別の代行者を定めるよう求めることができる。

(業務の引継ぎ)

第 24 条 受託者は、契約期間終了の次年度以降、別の業者に業務を引継ぐ場合は、委託者とも協議の上、相当の期間をもって、業務の継続と引継ぎを円滑に行うものとする。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 25 条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、その都度、委託者と受託者及び代行者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、委託者と受託者及び代行者の三者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 住 所 長野県松本市波田4417
職 ・ 氏 名 長野県波田学院長 我山 公広

受託者 住 所
法 人 名
代表者職・氏名

代行者 住 所
法 人 名
代表者職・氏名